

## 処分基準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根拠条項：第91条
処分の概要：運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）</p>
<p>処分基準：</p> <p>身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更をするものとする。</p> <p>聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。</p>
問い合わせ先： 交通部運転免許課試験第二係（電話 0744-25-5224） 交通部運転免許課安全運転相談係（電話 0744-22-5542）
備考：